

スポット紹介者規約

本規約は、株式会社パイ・アール（以下「当社」という。）の取り扱う商品（アルコール検知器および同管理システム。以下「本商品」という。）に係る顧客紹介の取引条件を定めるものです。紹介者は、申込フォームから紹介申込みを行うことにより、本規約のすべての条項に同意したものとみなされます。

第1条（目的および本規約の性質）

- 1 本規約は、紹介者（第2条に定義）が当社に対して本商品の見込顧客の情報を提供し、当社が当該顧客との間で成約に至った場合の取引条件を定めるものです。
- 2 本規約は、紹介者と当社との間に包括的な代理店契約、業務委託契約、雇用契約その他の継続的契約関係を成立させるものではなく、個別の紹介取引ごとに適用される取引条件を定めるものです。本規約に基づき、紹介者は当社に対していかなる継続的役務提供義務も負わず、当社も紹介者に対していかなる継続的報酬支払義務も負いません。
- 3 本規約とは別に当社との間で代理店契約その他の契約を締結している者については、当該契約が優先的に適用されるものとし、本規約は適用されません。

第2条（定義）

- 1 本規約において、以下の用語は次の各号に定める意味を有します。
 - (1) 「紹介者」とは、本規約に同意したものとみなされ、当社所定の申込みフォーム（以下「申込フォーム」という。）により紹介申込みを行った法人をいいます。
 - (2) 「紹介先」とは、紹介者が当社に紹介する見込顧客をいいます。
 - (3) 「紹介情報」とは、申込フォームに記載される紹介先に関する情報（法人名、所在地、担当者氏名、連絡先、想定導入規模、ニーズの概要その他当社が指定する事項）をいいます。
 - (4) 「紹介の受領」とは、当社が紹介情報を受領し、第4条第4項に基づき紹介者に対して受領の通知を行った時点をいいます。
 - (5) 「初期費用」とは、当社が本商品の売買契約または利用契約に基づき紹介先に対して請求する販売価格（当社の見積書または契約書等に明示された実際の提供価格）のうち、本商品の初期導入時に一括して請求される対価をいいます。初期費用は、本商品に係る初期登録料のみを指し、毎月の利用料やオプション料金ならびに消費税および地方消費税は含まれません（税抜金額をいいます。）。なお、本商品の月額利用料、追加機能料金、保守料金、サブスクリプション料金、その他初期導入時以外に発生する対価は、初期費用には含まれません。
 - (6) 「成約」とは、紹介先が当社に対して本商品の初回の申込みを行い、これに基づき

当社と紹介先との間で本商品の売買契約または利用契約が締結された時点を行います。成約は、当該紹介先について1回のみ発生するものとし、後日の追加申込み、契約更新、プラン変更その他の取引については成約に該当しません(第5条第4項に詳細を定めます)。

(7)「入金月」とは、紹介先から当社への本商品の初期費用の支払いが、当社の指定する銀行口座にて確認された日の属する月をいいます。

(8)「紹介手数料」とは、第5条に基づき当社が紹介者に対して支払う金員をいいます。

(9)「営業日」とは、当社の営業日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始休業日(12月29日から翌年1月3日まで)および当社が別途休日と定める日を除く日)をいいます。

第3条 (紹介者の資格)

1 紹介者は、以下の各号のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 日本国内に登録された法人であること。

(2) 適格請求書発行事業者として登録されていること(消費税法第57条の2に基づく登録番号「T+13桁」を有していること)。

(3) 第10条に定める反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力との関係を有しないこと。

(4) 申込フォームに記載した情報に虚偽がないこと。

2 個人および個人事業主は、本規約に基づく紹介者となることはできません。

3 当社は、紹介者の資格を欠くと判断した者からの申込みを受け付けないことができます。受け付けないと判断した場合、当社は当該申込者に対し、その理由を開示する義務を負いません。

第4条 (紹介の申込み、本規約への同意および紹介の受領)

1 紹介者は、申込フォーム上で本規約を確認できる状態において、申込フォームに必要事項を入力し送信することにより、当社に対して紹介の申込みを行うものとします。申込フォームの送信をもって、紹介者は本規約のすべての条項を承諾し、本規約に同意したものとみなされます。

2 前項にかかわらず、申込フォームの送信時点において、紹介顧客情報等が未記入の場合は、当社が商談を行うために紹介先情報を紹介者から提出された時点で、紹介者は本規約のすべての条項を承諾、規約に同意したものとみなされます。

3 前2項のみなし同意の効力は、紹介の申込みごとに発生するものとし、紹介者は申込みのたびに本規約の最新版を確認する責任を負うものとします。

4 当社は、紹介情報を受領した後、以下の事項を確認のうえ、紹介の受領または不受領を紹介者に通知します。

- (1) 紹介先が当社の既存顧客でないこと。
 - (2) 紹介先について当社が既に商談中(営業活動を開始済み)でないこと。
 - (3) 紹介先について他の紹介者からの先行する紹介情報の受領がないこと。
 - (4) 紹介先の情報が当社の取扱範囲・取扱ターゲットに合致すること。
- 5 前項各号のいずれかに該当する場合、当社は紹介を受領しないことができます。この場合、紹介者は当社に対し、紹介の受領を求めることはできず、また紹介手数料その他の金銭の支払いを請求することはできません。
 - 6 前項に基づく当社の判断について、紹介者は異議を申し立てることができないものとし、当社は判断の根拠となる情報(既存顧客の情報、商談中案件の情報等)を紹介者に開示する義務を負いません。
 - 7 紹介の有効期間は、本条第4項に基づく当社の受領通知から6ヶ月とします。当該期間内に成約に至らなかった場合、当該紹介に基づく当社・紹介者間の紹介関係は終了し、その後同一紹介先について成約した場合であっても、紹介者は紹介手数料の請求権を得ることはできません。
 - 8 他の紹介者から同一の紹介先について先行する紹介情報を受領していた場合であっても、紹介先が紹介者として指名してきた紹介者を本規約上の紹介者として取り扱うものとします。

第5条 (紹介手数料)

- 1 当社は、紹介先が当社に対して行う初回の申込みに基づき成約が発生した場合に限り、紹介者に対し、以下の算式により算定される金額を紹介手数料として支払います(消費税の取扱いについては第6条に定めます)。

$$\text{紹介手数料} = \text{初期費用(第2条第5号に定義する税抜金額)} \times 10\%$$

- 2 初期費用は、第2条第5号の定義に従い、当社が紹介先に対して請求する実際の販売価格(税抜)とし、当社の標準価格表・カタログ等に記載されている定価とは異なる場合があることを、紹介者は予め了承するものとします。
- 3 本商品の月額利用料、追加機能料金、保守料金、その他初期費用以外の対価については、紹介手数料の算定基礎に含めないものとします。
- 4 本規約は、当該紹介先による当社への初回の申込みに限りスポット紹介として手数料発生対象とするものであり、同一紹介先に関する以下の各号に掲げる取引については、当社・紹介先間の取引金額の大小を問わず、紹介手数料は一切発生しないものとします。
 - (1) 初回成約後における同一紹介先からの追加申込み(追加台数の発注、別シリーズ・別モデルの発注、別拠点・別部署向けの発注等を含むが、これらに限られない。)
 - (2) 初回成約に係る契約の更新、更改、自動継続その他名称の如何を問わず契約期

間の延長に係る取引。

- (3) 初回成約に係るプラン変更、グレード変更、オプション追加、アップグレード、追加機能の発注その他契約内容の変更に係る取引。
 - (4) 初回成約に係る契約が解約、解除、終了またはこれに準ずる事由により終了した後、同一紹介先が当社に対して行う再申込み・再契約。
 - (5) 紹介先と資本関係(親会社、子会社、関連会社等)または人的関係(同一の代表者、役員等)を有する別法人による申込み・契約。
 - (6) 紹介先の合併、会社分割、事業譲渡、商号変更その他の組織再編に伴い実質的に同一の経済主体が行う申込み・契約。
 - (7) 前各号に準ずるものとして当社が合理的に判断する取引。
- 5 前項について、紹介者は本規約への同意により次の各号を確認・了承したものとみなします。
- (1) 本制度は単発の紹介取引を前提とするものであり、紹介者の地位は当該紹介先について初回成約が発生し紹介手数料が支払われた時点で当該紹介先に関しては完結すること。
 - (2) 初回成約後における同一紹介先との継続的取引から発生する売上は、その全額が当社に帰属し、紹介者は当該売上に対し何らの権利も有しないこと。
 - (3) 前各号の取扱いは、当社の単発紹介者制度の性質に内在するものであり、紹介者の不利益とはならないものと相互に了承すること。
- 6 紹介手数料は、紹介の成約1件につき一時金として支払われるものであり、本条第4項各号に該当する取引については、紹介者からの請求の有無にかかわらず、追加の紹介手数料は発生しません。
- 7 紹介者は、紹介先またはその他の第三者から、紹介行為に関連していかなる名目においても金員その他の経済上の利益を受領してはなりません。

第6条 (紹介手数料の請求および支払)

- 1 当社は、成約を確認した後、紹介先に対し本商品の初期費用に係る請求書を発行します。当該請求書は紹介先に対して電子メール等により送付されるとともに、紹介者に対しても写しを電子メールにより通知します。
- 2 紹介者は、前項の請求書の写しを受領した後、紹介先による当社への初期費用の支払状況を確認し、当社への支払が完了したことを確認した上で、当社に対して紹介手数料に係る請求書を発行するものとします。当該請求書は、消費税法上の適格請求書の要件を満たすものでなければなりません。なお、当社から紹介者に対する別途の支払通知は行いませんので、紹介者において支払状況を確認の上、請求書を発行してください。
- 3 前項の請求書は、入金月の翌月の初日から起算して5営業日以内に当社に到達する方法により提出するものとします。当社は、当該期限内に到達した請求書のうち適格な請

求書に係る紹介手数料について、入金月の翌月末日に、紹介者の指定する銀行口座への振込により支払います。振込手数料は当社が負担します。

- 4 前項に定める期限を経過して当社に到達した請求書については、到達日の属する月を新たな起算月として、当該月の翌月末日に支払うものとします。ただし、当該到達が紹介先からの入金日から3ヶ月を経過した後である場合、当社は紹介手数料の支払義務を負わないものとします。
- 5 紹介者から提出された請求書が要件を欠く場合、当社は当該請求書の修正または再提出を求めることができます。修正・再提出版の請求書が第3項に定める期限内に到達しない場合、第4項を適用するものとします。修正・再提出に伴う支払の遅延について、当社は遅延損害金の支払義務を負わないものとします。
- 6 成約後、紹介先から当社に対する初期費用の支払いの取消し、解約、返金等により最終的に当社に帰属しなくなった場合、当社は当該紹介に係る紹介手数料の支払義務を負わないものとし、既に支払済みの場合は、紹介者は当該金額を当社に返還するものとします。
- 7 成約後、紹介先と当社との間で初期費用の金額に変更(増額・減額)が生じた場合、変更後の初期費用を算定基礎として紹介手数料を再計算するものとします。既に支払済みの場合は、当社・紹介者間で差額の精算を行うものとします。

第7条 (紹介者の義務および禁止事項)

- 1 紹介者は、紹介行為にあたり、以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 紹介先に対する本商品の説明は、当社が提供する販促資料、スペック表、ウェブサイト掲載情報の範囲内で行うこと。
 - (2) 本商品に関する道路交通法、同施行規則、安全運転管理者制度その他の関連法令の解釈・適用について、紹介先に対して独自の判断・助言を行わないこと。
 - (3) 本商品について、品質・性能・効果・認定の有無等について虚偽または誇大な表示・説明を行わないこと。
 - (4) アルコール検知器協議会(J-BAC)その他の認定について、認定の有無を独自判断で表記または説明しないこと。
 - (5) 紹介先に対し、紹介情報を当社に提供することについて事前に同意を得ること。当該同意取得の責任は紹介者が負うものとし、当社は当該同意の存在を前提として紹介情報を取り扱います。
 - (6) 当社の商号、商標、ロゴ、サービス名等を、当社の事前の書面による承諾なく使用しないこと。
 - (7) 紹介者の地位を第三者に譲渡、貸与または再委託しないこと。
 - (8) 本規約に基づく紹介取引について、当社の代理人、業務委託先、従業員等であるかのような表示・行動を行わないこと。

(9) 本商品の販売価格、値引き条件その他の取引条件について、当社の事前の書面による承諾なく紹介先に対し具体的な提示・約束を行わないこと。

(10) 紹介先に対し、初回成約後の追加申込・更新・プラン変更等についても紹介手数料が継続的に発生するかのような誤った説明を行わないこと。

2 紹介者が前項の義務に違反したことにより当社または第三者に損害が発生した場合、紹介者は当該損害を賠償するものとします。

第8条（個人情報および秘密保持）

1 紹介者は、申込フォームへの情報入力にあたり、紹介先の役員・従業員等の個人情報を提供する場合、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令を遵守し、必要な同意取得その他の手続を完了したうえで当社に提供するものとします。

2 紹介者は、本規約に基づく紹介取引を通じて知り得た当社の営業上、技術上または業務上の情報（既存顧客情報、商談中案件の情報、本商品の販売条件、料率体系等を含む。）を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはなりません。

3 前項の秘密保持義務は、本規約の終了後も3年間存続するものとします。

第9条（免責および責任の限定）

1 当社は、紹介者が当社に提供した紹介情報について、成約に至ることを保証するものではありません。

2 当社は、紹介者と紹介先との間で生じた紛争、損害、債権債務関係について、一切の責任を負わないものとします。紹介者は、自己の責任と費用負担において、これらを解決するものとします。

3 当社が紹介者に対して負う損害賠償責任の総額は、当社の故意または重過失による場合を除き、当該損害発生の直接の原因となった紹介取引に係る紹介手数料の金額を上限とします。

第10条（反社会的勢力の排除）

1 紹介者は、自己（自己の役員、従業員、株主、実質的支配者を含む。）が、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証します。

2 紹介者が前項に違反したことが判明した場合、当社は何らの催告を要せず、直ちに紹介者との間のすべての紹介取引を解除することができ、また、未払いの紹介手数料の支払義務を免れるものとします。

第11条（本規約の変更）

- 1 当社は、本規約を変更する必要がある場合、変更後の規約および変更の効力発生日を当社所定のウェブサイトに掲載することにより、本規約を変更することができるものとします。
- 2 前項の変更が、紹介者の一般の利益に適合する場合、または変更の必要性、変更内容の相当性、変更内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、民法第548条の4の規定に基づき、紹介者の個別の同意なく効力を生じるものとします。
- 3 前項にかかわらず、紹介手数料の料率の引下げその他紹介者の権利を実質的に縮減する変更については、効力発生日の30日前までに当社所定のウェブサイトへの掲載または電子メールによる通知を行うものとします。

第12条（紹介関係の終了）

- 1 紹介者は、当社に対する書面（電子メールを含む。）による通知により、いつでも本規約に基づく紹介者の地位を終了させることができます。ただし、終了時点で既に当社が受領済みの紹介情報については、第4条第7項の有効期間内に成約した場合、紹介手数料の支払いを請求することができるものとします。
- 2 当社は、以下のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せず、紹介者との間のすべての紹介取引を終了させることができます。
 - (1) 紹介者が本規約のいずれかの条項に違反した場合。
 - (2) 紹介者が支払停止、支払不能、破産、民事再生、会社更生、特別清算その他の倒産手続の申立てを行いまたは申立てを受けた場合。
 - (3) 紹介者の信用状態が悪化し、または悪化するおそれがあると当社が判断した場合。
 - (4) その他、紹介者との紹介取引を継続することが不適当であると当社が合理的に判断した場合。

第13条（準拠法および管轄裁判所）

- 1 本規約および本規約に基づく紹介取引の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約および本規約に基づく紹介取引に関して紹介者と当社との間に紛争が生じた場合、被告となる当事者の本店所在地（当社が被告となる場合は当社の本店所在地、紹介者が被告となる場合は紹介者の本店所在地）を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【附則】

本規約は、2026年7月13日より施行する。

以上